

批准状況、 条件となっている。今後、各国の 世界全体の五五%を占めることが の締約国の温室効果ガス排出量が は五五締約国の国内締結とこれら 部で署名式が行われるが、 四月にニューヨークにある国連本 を採択して閉幕した。二〇一六年 旬に「パリ協定」(参考文献①) O P 21 を注視していく必要がある。 議題についてのさらなる交渉過程 国連気候変動枠組条約 の第二一回締約国会議 は、二〇一五年一二月中 発効に向けた動向や各 発効に \widehat{C}

はなかった。パリ会議に並行してはなかった。パリ会議に並行してはなかった。パリ会議に並行して気候観測、省エネ技術、持続可能気候観測、省エネ技術、持続可能な都市に向けたエネルギー開発ななが紹介される前向きな動きが多くみられたものの、交渉の現場でくみられたものの、交渉の現場で

より、 つとなっている (参考文献②)。 まるグローバル・イシューのひと 候変動をめぐる国際交渉は困難極 ければならないという性質上、 る数多くの問題に同時に対処しな 多数のアクターが、 要とする国への支援などである。 動 の安定化をはじめ、その他気候変 である大気中の温室効果ガス濃度 えば条約第二条に掲げられた目標 構造はさらに複雑化しているうえ していた時代に比べて利害対立の リティックスの側面が目立ってい への適応、 解決すべき課題は多い。 排出量の多い新興国の台頭に 条約や京都議定書の交渉を 資金や技術援助を必 国益の衝突す たと 気

77+中国」のなかでも社会・経済 つまり途上国グループである「G のまり途上国グループである「G

> 世界全体の行動進捗を検討する 構築の強化、行動と支援の透明性 するためのリスク管理戦略、 損害」(loss and damage)を軽減 進するための取り決め、「損失と 発・移転などへの支援、 悪影響への適応、 それは温室効果ガスの排出削減、 をめぐる交渉が続くことになる。 も以下の分野で細則や実施ルー 分野も多様化している。 た気候変動に対応するための行動 立場が一枚岩ではなくなった。 の結果を受けて、今後は少なくと っており、交渉における途上国 の格差によって国情が大きく異 **゙**グローバル・ストックテイク」 準備、 などである。 資金と技術開 遵守を促 パリ会議 能力 ま

も度重なる対話と相互理解が必要っており、物事をひとつ決めるに前述のような利害が複雑に絡み合これらの課題それぞれにおいて

各国の国益のバランスを取りなが ともあって、 興国を問わず異常気象の影響は確 的知見について精度が向上したこ ら合意を目指すプロセスは続いて 確実性を前提とした議論のなかで 枠組みの構築のためには、 きるわけではなく、こうした国際 ても、人類が未来を正確に予測で あると認識されている。とはい て気候変動は無視できない問題で よって明らかになってきているこ シミュレーションなど研究成果に 関連付けられる自然環境の変化 実に及んでおり、 となどが挙げられる(参考文献 常気象が頻発していることや科学 あると思われるが、世界各地で里 パリで合意がなされた要因は様 非常にハードルの高いものであ べての締約国が受け入れることは それでも多岐にわたるテーマをす ケージ交渉の形で進められたが、 になる。パリ会議終盤では最終的 た。そのような障害を乗り越えて に合意がしやすいといわれるパッ 先進国、 ほとんどの国にとっ また気候変動と 途上国、 依然不

二〇〇七年に決定された「バリ行要な国連での合意を振り返りたい。ここでパリ協定に至るまでの重

いくであろう。

れている(参考文献④)。 組みとなる。また二〇一二年以降 二〇二〇年以降を規定する国際枠 今回のパリ協定はその成果であり、 会」「気候技術センター・ネット 〇年にメキシコで採択された「カ 資金拠出額などを示した。二〇一 びそれへの評価、先進国全体での 意」が作成され、最終的には正式 行動のためのリマ声明」が合意さ カニズム」、二〇一四年の「気候 と損害に関するワルシャワ国際メ トウェイ」、二〇一三年の「損失 は「ドーハ・クライメイト・ゲー の作成を開始することを決めた。 れた「ダーバン合意」では、すべ ゲン合意の追認であり、加えて 力を持たない削減目標の提出およ 決定にならなかったが、法的強制 交渉を開始すると定めた。そして、 都議定書とは別に「条約」の下で ての締約国に適用される法的合意 ワーク」が設立された。その後の ンクン合意」は事実上コペンハー 二〇一一年に南アフリカで決定さ 二〇〇九年に「コペンハーゲン合 「緑の気候基金」「技術執行委員 および では、 「技術移転」を京 「緩和」「適応」

動対応について、各国・地域またパリ協定を受けた今後の気候変

あり、

本特集で取り上げたのはそ

をめぐっては非常に多くの論点がにている。もっとも気候変動対応と今後のガバナンスのあり方を論国際対応におけるパリ協定の意義国際対応におけるパリ協定の意義のがバナンスのあり方を論と今後のガバナンスのあり方を論

弱な国・地域であるバングラデシ 影響とそれへの対応という点で脆 境NGOの役割、気候変動による の展望、気候変動交渉における環 候資金をめぐる議論の動向と今後 先進国と途上国を二分してきた気 策の鍵を握る技術移転メカニズム まえた気候変動対応の展望、緩和 中国の石炭・エネルギー問題を踏 アメリカの気候変動対策の展望、 気候変動交渉と同協定のレビュー る。具体的には、パリ協定に至る れぞれの視点から論じたものであ いくつかの国での対応についてそ れつつ、重要と考えられる課題や それへの適応策をともに視野に入 候変動への影響に対する緩和策と められているのか。本特集では気 どのような点に取り組むことが求 れるのか、また今後の課題として は各分野でいかなる影響が予想さ

に対する緩和策と 気候変動に対処するには、多様が。本特集では気 れば幸いである。 いり組むことが求 情報や論点を提示することができいり組むことが求 情報や論点を提示することができる影響が予想さ 本特集が今後の気候変動対応を考

用や、 地域、組織、そして人びとに持続 候変動対応の長期的な目標を達成 採択は新たな気候変動対応の前進 相が表現したように、パリ協定の である」と議長のファビウス仏外 はなく、もうひとつの旅の始まり 議で、「旅が終わりを告げたので によって各国内の対処行動を導い なく、今後は既存のリソースの活 はいうまでもない。そしてすべて するには、関係するすべての国 に向けたスタートに過ぎない。気 ていく必要があるだろう。パリ会 の問題解決を国連に任せるのでは な分野での努力が必須であること かつ野心的な行動が求められる 気候変動に対処するには、 様々な機関・団体との協力 多様

プ研究グループ長) 選研究所 環境・資源研究グルー が、おおつか けんじ/アジア経 経済研究所 法・制度研究グルー

《参考文献》

(a) "Adoption of the Paris Agree-

域も限られている。そのなかで、の一部にすぎず、かつ対象国・地

ment," FCCC/CP/2015/L.9/ Rev.1, UNFCCC, \(\text{\te}\text{\texi}\text{\text{\texitex{\texi{\texi{\texict{\texit{\text{\tet{\texitex{\texi}\til\text{\texi{\texi}\text{\texit{\text{\text{\

- 二〇一五年四月号)。
 (『アジ研ワールド・トレンド』
 意』を目指す気候変動交渉」
- ③気候変動に関する政府間パネル(IPCC)(http://www.ipcc.ch/)および気象庁(http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/index.html)、環境省(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/knowledge.html)、経済産業省(http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/global2.html) 関連ウェブサイト。
- ④国連気候変動枠組条約(UNFCCCCC)(http://unfccc.int/)および外務省(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/index.html)、環境省(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop.html)、経済産業省(参考文献3参照)関連ウェブサイト。

る場合があることに留意されたい。ることから、筆者間で表記が異なには各用語の定訳がないものもあ【付記】パリ協定および関連文書